

## 議案第41号

### 志摩市放課後児童クラブ条例の一部改正について

志摩市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年3月6日提出

志摩市長 橋爪政吉

### 志摩市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

志摩市放課後児童クラブ条例(平成17年志摩市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条第1項中「保護者」を「当該児童の保護者(以下「保護者」という。)」に改める。

第5条第1項中「児童の」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 利用負担金の額は、別表第2に定める額とする。

第5条に次の2項を加える。

3 保護者は、利用負担金を毎月末日(12月分については、同月25日)までに納入しなければならない。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

4 市長は、利用負担金のほかに、児童クラブの活動に必要な経費として現

に要する実費の全部又は一部を保護者から徴収することができる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第5条関係)

区分	利用負担金	
	月額	夏休み期間の額
小学校3年生までの児童	1人目 10,000円	1人目 16,000円
	2人目以降 7,000円	2人目以降 12,000円
小学校4年生以上の児童	6,000円	16,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。